

## 公務員制度改革チーム

国家公務員制度改革法案は今通常国会に提出されたが審議未了・廃案となり、国家公務員の定年延長は次国会以降に持ち越しとなった。しかし、公務員制度の改革は定年延長との見合いのような矮小的な問題ではなく、国家と国民の現在はもとより、未来を決するまさに中核的な問題であり、改革の逡巡や先送りは許されない。

公務員制度改革チームはこのような観点から議論を重ね、政府が法案を提出するに当たっては担当大臣である武田国家公務員制度担当大臣とも協議し、期限を区切って給与法改正の方針を示すなど、政治決断としての改革の方向性と決意も示されたところである。

以上の経緯を踏まえ、公務員制度改革チームとして政府の「骨太2020」策定にあたり、以下の諸点について骨太方針に反映し、政府一丸となって取り組むよう提言するものである。

### 1. 国家公務員の定年延長法案を再提出するにあたっての前提

- (1) 「公務員制度改革」は「定年延長」とセットではなく、その大前提であることを明確にし、直ちに本格的に着手すること。
- (2) 先の通常国会に提出された国家公務員法等の一部を改正する法律案の附則第16条の2及び3の具体的検討事項は原則全て本年の「骨太の方針」に明記するとともに、公募においては官民公募を原則とするなど、その他の主要な改革項目についてもその方向性を示すこと。
- (3) 本改革チームに人事院が示した「見直しのスケジュールイメージ」の4つの改革（「人事評価の適正化」「昇任・昇格の基準の見直し」「昇給の基準の見直し」「俸給表に定める俸給月額の見直し」）については、全て直ちに着手すること。
- (4) 法案の扱いと関係なく、有意な人材の抜擢人事など真の能力実績主義実現の前提となる、機能する実効性ある評価制度等について、内閣官房人事局は令和3年夏までに順次実施が可能となるよう、本年7月中に「有識者検討会議」を立ち上げるとしているが、これを必ず実現すること。
- (5) 法案を国会に再提出する場合には、先の国会提出法案と同じ改革趣旨・手順等の附則を確実に入れ込むこと。

## 2. 当面、早急に具体化し、明らかにすべき事項

- (1) 各省庁の、局長等の「職務内容」と「果たすべき役割」を、各省において6月中に作成するとしていることから、内閣官房人事局においてそれを早急に取りまとめ、党行政改革推進本部に提出すること。
- (2) 各省庁の人事評語(評価)の分布状況を早急に党行政改革推進本部に示すこと。
- (3) C評価の解釈を直ちに明確化し、分限手続き・内容を明らかにすること。
- (4) 幹部職員及び管理職員の公募に当たっては、官民公募を原則とするとともに、十分な応募があるような重要なポストを公募対象とすること。さらに、「令和2、3年度で合せて約150ポスト」との現在の政府の数値目標は余りに少な過ぎるため、その数値目標については、英国、豪州等を参考にしつつ格段に引き上げること。
- (5) 人事情報の標準化・統一化・電子化のための「共通システム」は全省庁が利用することを前提とすること。

以上

## 公務員制度改革チーム 開催一覧

### 令和元年

1	11/14	木	内閣官房内閣人事局より党行革本部 H31.3.8 提言説明
2	11/18	月	若手の働き方改革チームの取組状況（関係省庁）
3	12/6	金	公務員問題の現状等について
			内閣官房内閣人事局

### 令和2年

4	1/15	水	公務員制度改革について
			1. 骨太方針の対応について
			2. 若手の辞職について（各省ヒアリングの結果概要）
			3. 国家公務員の定年引き上げについて
			内閣官房内閣人事局、人事院
5	1/24	金	「2019 骨太の方針」行政改革関連部分の達成状況について
			内閣官房内閣人事局、財務省
6	1/30	木	1. 骨太 2019「能力・実績主義の徹底」部分の対応状況、 および定年引き上げにかかる諸課題について
			内閣官房内閣人事局
			2. 民間における高齢者雇用の実態について
			厚生労働省、人事院
7	2/12	水	公務員制度改革論点に対する政府側の対応について
			内閣官房内閣人事局
8	2/28	金	1. 国家公務員法改正案の調整の経緯について
			2. 公務員制度改革の徹底について
			内閣官房内閣人事局、人事院
9	6/11	木	公務員制度改革の徹底について
			内閣官房内閣人事局、人事院
10	6/24	水	公務員制度改革の徹底について
			内閣官房内閣人事局、人事院